

報告第3号

専決処分事項の報告について（愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の改正について専決処分したので、報告する必要があるからである。



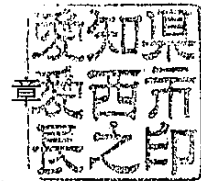
専決第1号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例の制定について、専決処分する。

平成28年6月22日 専決

愛西市長 日 永 貴



愛西市条例第19号

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年愛西市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表第2市役所周辺地区地区整備計画区域の項中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為における罰則の適用については、なお従前の例による。